

島根県ひとり親家庭等 日常生活支援事業

母子家庭、父子家庭、寡婦に対し、家事や育児の世話をを行う家庭生活支援員を派遣します。

◆ 派遣を受けることができる場合

① 一時的な生活援助、保育サービスが必要な家庭

- ・ 自立支援に必要な事由 ⇒ 技能習得のための通学・就職活動等
- ・ 社会通念上必要な事由 ⇒ 疾病、出産、看護、事故、冠婚葬祭、災害、転勤、学校等の公的行事の参加等

② 生活環境が激変し、日常生活を営むのに、特に大きな支障が生じている家庭（母子家庭等になって間がないなど）

◆ 支援の内容（次のような仕事を依頼できます）

子供の世話、食事の支度、掃除・洗濯・買い物、身の回りの世話、その他必要な仕事

◆ 利用料

利用は無料です。

◆ 登録

登録制です。利用者および家庭生活支援員のどちらも登録が必要です。

★ 随時、家庭生活支援員の募集をしています。

（保育士・子育て支援のための一定の研修を修了した方・介護職員初任者研修の有資格者）



一般財団法人 島根県母子寡婦福祉連合会

〒690-0011 松江市東津田町 1741-3 いきいきプラザ島根

TEL 0852-32-5920